

## Ⅱ 人権教育

### 1. 目標及び内容

人権教育計画の立案・実施・修正、評価、資料の収集、実践研究

### 2. 人権教育についての基本的な考え

基本的な人権を尊重することは人類共通の課題であり、1948年には「世界人権宣言」が、1966年には「国連人権規約」がそれぞれ制定されている。また、近年では1981年に「女子差別撤廃条約」、1990年に「子どもの権利条約」が制定され、基本的人権が尊重される社会を構築するための取り組みが国連を中心に進められている。我が国においても、日本国憲法でそのことについて定めている。

また、同和对策審議会答申（1965）では「部落差別をなくすことは、国や地方自治体の責任であり、国民の課題である」と答申し、その後特別措置法による同和对策事業や学校同和教育、社会同和教育により啓発の努力が行われてきている。

その結果、被差別部落（同和地区）の生活環境の整備は進んできた。しかし、依然として心理面での差別は根強く現在まで残っている。加えて、外国人差別、身障者差別、男女差別などの多様な差別問題が存在している。

本校では、生徒・職員の人権感覚を育成しようと、すべての学校活動において「人権尊重」を根底としている。人権感覚を高め、差別について真剣に考えようと、福祉活動に取り組んだり、被差別部落（同和地区）の方から話を聞いたりするなどの活動を積極的に行う学級や学年もある。互いを大切にし、差別を見抜き許さないという人権感覚をさらに高めていけるように地域や生徒の実情を考慮して、全職員が意識を一つにしてあらゆる場、あらゆる機会をとらえて人権教育を進めたい。

### 3. 指導目標

現在でも学校や社会の中には根強く差別が残っている。そうした様々な人権侵害問題に目を向け、自分の問題として考える中で、相手の人格を尊重する気持ちを育てるとともに、差別に気づき、その不当性を学んで、いかなる差別も許さないという強い意志と実践力をもった生徒を育てる。

#### 《人権教育集中月間における各学年の重点》

- （1学年）日常生活や学校生活の中での偏見や差別に気づき、自分自身の問題としてとらえ、偏見や差別を解消しようとする心を育てる。
- （2学年）部落差別の不当性を認識し、人権尊重の立場に立ち、進んで問題を解決していく実践力を育てる。
- （3学年）部落差別をはじめ、あらゆる差別撤廃をめざす現代社会を理解し、民主社会の成員として、基本的人権を尊重していく態度と実践力を育てる。

#### 4. 実施計画

- (1) 部落差別問題を始めとするあらゆる人権同和教育の実施
- (2) 全教育活動を通じての人権同和教育の実践
  - 学級で、学年で、学校で、教科で、部活で、生徒会で、その他の場面で
- (3) 人権教育の視点にたった学級作り、学年作り
  - ・人権教育に関するポスター作り
- (4) 人権教育集中月間の実施
  - \* 4月～5月に4～5時間程度
    - 自尊心を高めたり、他者理解を深めたりする
    - ※ 6月に人権講演会実施（今年度は外国人差別について）
  - \* 10月～11月に7～8時間程度　＋全校集会による校長講話
    - 身近な人権問題＋様々な人権問題について扱う
    - 1年生　仲間づくり・いじめ＋α（ハンセン病など）
    - 2年生　部落差別、人種差別・
    - 3年生　結婚差別
    - ★参観日にも間に合うように、生徒が「人権標語」を作り、掲示。
    - ★人権作文を書く。
  - ・「あけぼの」の活用　…村で購入してもらおう（個人持ち）
  - ・指導計画の作成（見直し）
  - ・保護者への啓発　（授業参観、講演会）
  - ・講演会以外にも、学年で扱う内容によっては講師を招くことも検討する
- (5) 職員研修
  - ・全校職員研修
  - ・外部の研修会への参加　…より多くの先生方の参加と職員会における発表を通しての全職員での共有。

#### 5. 留意点

- (1) 人権教育集中月間における指導方法や学習内容については、地域の実情や生徒のこれまでの学習過程をふまえて職員会や学年会で十分に検討する。
- (2) 「明るい展望の持てる人権同和教育」の実践を目指す。
- (3) 職員は常に人権感覚を磨き、差別を許さないという姿勢を持つ。

# 令和5年度 川上中学校人権教育全体計画

